

□-■-□-■-□-■-□-■-□-■-□-■-□-■-□-■-□-■-□-■-□-■

40 年原発廃炉訴訟市民の会メールマガジン 号外 2016/11/06

□-■-□-■-□-■-□-■-□-■-□-■-□-■-□-■-□-■-□-■-□-■

(転送・転載歓迎)

## 目次

### 1【11・13 琵琶湖集会】ぜひ参加を！

「びわこが危ない！ 老朽原発美浜3号機も廃炉に」

### 2【署名延長 11/10 必着】40 年超え老朽原発を廃炉に！

### 3【第 3 次原告募集 11/30 まで】原告になれるラストチャンス！

□

### 1【11・13 琵琶湖集会】ぜひ参加を！

「びわこが危ない！ 老朽原発美浜3号機も廃炉に」

高浜1、2号機に続き、美浜3号機も既に10月5日に設置変更許可、同26日に工事計画認可が出され、延命手続きの期限である11月末より前に、規制委員会は運転延長認可も出してしまいそうです。廃炉署名に取り組んできた団体を中心となって、これに反対する集会を呼びかけました。私たち「市民の会」も実行委員会に参加しています。

ぜひ一緒に集会に参加しませんか？

チラシ→<http://goo.gl/4YgjDs>

### 【11・13 琵琶湖集会】

ゲスト: 弁護士 鹿島啓一さん

(高浜1・2号老朽原発廃炉裁判などの弁護団)

と き: 11月13日(日)午後1:30～4:30

ところ: 滋賀;ピアザ淡海 <http://goo.gl/L9J3rt>

(JR膳所駅から徒歩約12分(京都駅から普通で3駅目))

<当日の内容(予定)>

### 【1部】老朽原発は廃炉に

- ・高浜1・2号老朽原発裁判の紹介など: 鹿島啓一 弁護士
- ・美浜3号は断層の巣の中?地震動は過小評価/電気ケーブルは130年使用しても安全?: 小山英之さん(美浜の会代表)

### 【2部】避難計画では住民の安全は守れない

- ・福井・京都での防災訓練監視の報告

- ・京都・滋賀の保育所等アンケート結果
- ・福井県若狭町での安定ヨウ素剤事前配布を求める活動

【3部】各地の運動の交流と廃炉署名集約・今後の取組み

- ・福井/京都北部/滋賀/岐阜/名古屋/首都圏から
- ・避難者から(浪江町から避難されている菅野みずえさん)
- ・署名提出や今後の活動について議論

参加費:700 円

~~~~~

美浜原発3号は、既に40年を経過した老朽原発です。

国と関電は「40年ルール」を無視して、高浜1・2号に続いて20年の寿命延長を狙っています。

審査の期限は11月末ですが、11月中旬にも認可しようとしています。

琵琶湖に最も近い原発が美浜3号です。大事故で命の水源である琵琶湖が汚染されれば、関西1,400万人に深刻な被害が及びます。

琵琶湖を守るためにも、美浜3号は廃炉にするしかありません。

断層の巣の中にある美浜3号はとりわけ危険で、基準地震動は過小評価のままです。電気ケーブルは130年使用しても大丈夫とする関電の主張を国はそのまま認めようとしています。

集会では、ゲストに鹿島弁護士を迎えて、高浜1・2号老朽原発裁判の内容等を紹介していただきます。安全性の問題、避難計画・防災訓練のさまざまな実態等について報告します。そして、老朽原発廃炉署名の集約を行い、福井・関西・中部・首都圏での活動を交流して、今後の活動について議論しましょう。

~~~~~

主催:11・13 集会実行委員会

(ふるさとを守る高浜・おおいの会/ 原発反対小浜市民の会/グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ よつ葉デリバリー京滋/ ネットワークあすのわ/美浜の会/避難計画を案ずる関西連絡会/国際環境 NGO FoE Japan/ グリーンピース・ジャパン/原子力規制を監視する市民の会/福島老朽原発を考える会/さよなら原発ぎふ/高浜原発40年廃炉・名古屋行政訴訟を支える市民の会)

連絡先:

グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町 22-75-103

TEL:075-701-7223 FAX:075-702-1952

E-mail:info@greenaction-japan.org



---

2【署名延長 11/10 必着】40 年超え老朽原発を廃炉に！

---

6 月末の第 1 次集約分は 7 月 26 日の原子力規制庁をはじめ各自治体にも提出しました。

10 月末としていた第 2 次締め切りは 11 月 10 日まで延長しましたので、もうひと押し、署名集めよろしくお願ひします。

要請文およびネット署名フォームはこちら:<https://goo.gl/8KLYUS>

紙版署名:<http://goo.gl/gRGdtP>



---

3【第 3 次原告募集 11/30 まで】原告になれるラストチャンス！

---

第 3 次原告募集期間を延長しました。提訴は、処分が行われた日から 6ヶ月以内にしなければなりません。6 月に出された 3 つの処分に対して、12 月に第 3 次提訴を行いますが、それが最終になります。受付けの締め切りは 11/30 になりました。

この機会に、歴史的な裁判の原告になりませんか？ 尚、サポーターは随時募集しています。

原告のなり方はこちら <http://toold-40-takahama.com/genkoku/>

---

メールマガジン発行責任

★高浜原発 40 年廃炉・名古屋行政訴訟を支える市民の会★

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目18—22

三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内

TEL:080-9495-9414

E-mail:toold40citizens★gmail.com

(★を@に代えて送信してください)

HP:<http://toold-40-takahama.com/people/>

Facebook page:<https://goo.gl/H6j31H>

Twitter:<https://twitter.com/toold40nagoya>

---